

令和2年7月20日提出

令和2年7月市議会臨時会 議案参考資料

木 更 津 市

令和 2 年 7 月市議会臨時会議案参考資料目録

議 案 番 号	件 名	頁
議案第 7 3 号	手数料条例の新旧対照表	1

新旧対照表

○議案第 7 3 号 手数料条例の一部を改正する条例

新			旧		
手数料条例			手数料条例		
昭和31年 3 月27日 条例第 2 号			昭和31年 3 月27日 条例第 2 号		
別表第 2 （第 2 条）			別表第 2 （第 2 条）		
事務の種類	手数料の名称	単位及び金額	事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
略			略		
			行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項第2号若しくは第8号に該当する場合、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第5条第3項第1号に該当する場合又は個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合の再交付を除く。）	通知カード再交付手数料	1 枚につき 500円
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カ	個人番号カード再交付手数料	1 枚につき 800円	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付（行政手続	個人番号カード再交付手数料	1 枚につき 800円

ードの再交付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第29条第1項の規定による場合、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第14条第1号に該当する場合又は個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合の再交付を除く。）			における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第29条第1項（個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合に限る。）の規定による場合、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第14条第1号に該当する場合又は個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合の再交付を除く。）		
略			略		